

改正案	現行																																										
<p>目次（現行のとおり） 第一条から第六十九条まで（現行のとおり） 別表第一及び別表第二（現行のとおり） 別表第三（第四十六条関係）</p> <p>一 土地の使用料</p> <table border="1" data-bbox="271 576 880 1259"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都立大島公園</td> <td>一平方メートル 月</td> <td>五円</td> </tr> <tr> <td>東京都立八丈植物公園</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>東京都立小峰公園</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>八十九円</td> </tr> <tr> <td>東京都立奥多摩湖畔公園</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>十円</td> </tr> <tr> <td>東京都立羽伏浦公園</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>東京都立多幸湾公園</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 建物の使用料</p>	名称	単位	使用料	東京都立大島公園	一平方メートル 月	五円	東京都立八丈植物公園	（現行のとおり）	（現行のとおり）	東京都立小峰公園	（現行のとおり）	八十九円	東京都立奥多摩湖畔公園	（現行のとおり）	十円	東京都立羽伏浦公園	（現行のとおり）	（現行のとおり）	東京都立多幸湾公園	（現行のとおり）	（現行のとおり）	<p>目次（略） 第一条から第六十九条まで（略） 別表第一及び別表第二（略） 別表第三（第四十六条関係）</p> <p>一 土地の使用料</p> <table border="1" data-bbox="1160 576 1769 1259"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都立大島公園</td> <td>一平方メートル 月</td> <td>六円</td> </tr> <tr> <td>東京都立八丈植物公園</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>東京都立小峰公園</td> <td>（略）</td> <td>八十八円</td> </tr> <tr> <td>東京都立奥多摩湖畔公園</td> <td>（略）</td> <td>十一円</td> </tr> <tr> <td>東京都立羽伏浦公園</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>東京都立多幸湾公園</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 建物の使用料</p>	名称	単位	使用料	東京都立大島公園	一平方メートル 月	六円	東京都立八丈植物公園	（略）	（略）	東京都立小峰公園	（略）	八十八円	東京都立奥多摩湖畔公園	（略）	十一円	東京都立羽伏浦公園	（略）	（略）	東京都立多幸湾公園	（略）	（略）
名称	単位	使用料																																									
東京都立大島公園	一平方メートル 月	五円																																									
東京都立八丈植物公園	（現行のとおり）	（現行のとおり）																																									
東京都立小峰公園	（現行のとおり）	八十九円																																									
東京都立奥多摩湖畔公園	（現行のとおり）	十円																																									
東京都立羽伏浦公園	（現行のとおり）	（現行のとおり）																																									
東京都立多幸湾公園	（現行のとおり）	（現行のとおり）																																									
名称	単位	使用料																																									
東京都立大島公園	一平方メートル 月	六円																																									
東京都立八丈植物公園	（略）	（略）																																									
東京都立小峰公園	（略）	八十八円																																									
東京都立奥多摩湖畔公園	（略）	十一円																																									
東京都立羽伏浦公園	（略）	（略）																																									
東京都立多幸湾公園	（略）	（略）																																									

名称	単位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	(現行のとおり)	二万三百円
東京都立八丈植物公園売店	(現行のとおり)	九千八百円

別表第四 (第五十六条関係)

種別	単位	占用料	
		市	町村
電柱 (現行のとおり)	(現行のとおり)	百五円	(現行のとおり)
標識	(現行のとおり)	七十五円	(現行のとおり)
管ガ及道下管水、道 ス及び管水	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	四十七円	(現行のとおり)

名称	単位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	(略)	二万八千円
東京都立八丈植物公園売店	(略)	七千四百円

別表第四 (第五十六条関係)

種別	単位	占用料	
		市	町村
電柱 本柱、支柱及び支 線	(略)	百三円	(略)
標識	(略)	七十三円	(略)
管水 及道下管水、道	(略)	(略)	(略)
ス及び管水	(略)	四十六円	(略)

鉄塔	(現行のとおり)	り)と行(おの現	り)と行(おの現	り)と行(おの現	(現行のとおり)	九十四円	(現行のとおり)														
								(現行のとおり)	り)と行(おの現	り)と行(おの現	り)と行(おの現	(現行のとおり)	九十四円	(現行のとおり)							
															(現行のとおり)	り)と行(おの現	り)と行(おの現	り)と行(おの現	(現行のとおり)	九十四円	(現行のとおり)

鉄塔	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	九十二円	(略)													
								(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	九十二円	(略)						
															(略)	(略)	(略)	(略)	九十二円	(略)

変圧塔及びマンホールの類	(現行のとおり)	九十四円	(現行のとおり)
郵便差出箱及び信書便差出箱	(現行のとおり)	三十七円	(現行のとおり)
公衆電話所	(現行のとおり)	九十四円	(現行のとおり)
地下の占用物件	り)と行(の現	九十四円	(現行のとおり)
	り)と行(の現	四十七円	(現行のとおり)
高架の占用物件	(現行のとおり)	四十七円	(現行のとおり)

変圧塔及びマンホールの類	(略)	九十二円	(略)
郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)	三十六円	(略)
公衆電話所	(略)	九十二円	(略)
地下の占用物件	(略)	九十二円	(略)
	(略)	四十六円	(略)
高架の占用物件	(略)	四十六円	(略)

写真撮影のための 臨時的な占用	り)と行(の現 り)とおの現	(現行の とおり)	千百七十五円
	り)とおの現		
写真撮影のための常時占 用		(現行の とおり)	七百五十二円
保育所その他の社会福祉 施設		(現行の とおり)	(現行の とおり)
太陽電池発電施設		(現行の とおり)	九十四円
食糧、医薬品等災害応急対 策に必要な物資の備蓄倉 庫		(現行の とおり)	九十四円
天体、気象又は土地の観測 施設		(現行の とおり)	九十四円

写真撮影のため の臨時的な占用	(略)	(略)	千百五十円
	(略)		
写真撮影のための常時占 用		(略)	七百三十六円
保育所その他の社会福祉 施設		(略)	(略)
太陽電池発電施設		(略)	九十二円
食糧、医薬品等災害応急対 策に必要な物資の備蓄倉 庫		(略)	九十二円
天体、気象又は土地の観測 施設		(略)	九十二円

その他の占用	り)と行(の現	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	り)と行(の現		(現行のとおり)	(現行のとおり)

付記 (現行のとおり)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

その他の占用	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)

付記 (略)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (略)